

入会規則

(総則)

第1条 一般社団法人 横須賀三浦建設協会（以下「協会」という。）に入会しようとする者は、この規則の定めるところによる。

(入会)

第2条 入会しようとする者は、定款第3条の目的に賛同する個人でなければならない。

(会員の範囲)

第3条 会員は、別表1に掲げる所属組合に属し、かつ別表2に掲げる建設業及び建設業に関連する事業に従事する者とする。

(加入の申込)

第4条 協会に加入しようとする者は、所属組合、職種、氏名、現住所、電話番号、本籍、性別、生年月日、健保加入別及び事業所名、事業所住所、事業所電話番号並びに家族の氏名、続柄、生年月日を記載した加入申込書をもって協会に申し込まなければならない。

2 前項の申込をした者は、別途、所属組合員の推薦を受けた様式1の誓約書を提出しなければならない。

3 第1項の申込をした者は、次の理事会の承認を受けた日に会員となる。ただし、理事会の承認を受けた後、申込をした日にさかのぼることができる。

(脱会の届出)

第5条 協会を脱会しようとする者は、脱会届に所属組合、会員氏名、事業主か従業員の区分、脱会理由、脱会年月日を記載した脱会届を提出した日に脱会できる。ただし、その月の15日以前の場合は前月末日、16日以降の場合はその月の末日が脱退日となる。

(入会金)

第6条 協会に加入しようとする者は、別表3で定める入会金を協会に納付しなければならない。

(会費)

第7条 協会に加入した者は、所属組合が定める期日までに別表4で定める会費を毎月所属組合に納付しなければならない。

(健康保険の加入)

第8条 協会に加入した者は、神奈川県建設業国民健康保険組合の国民健康保険被保険者資格取得に必要な書類等を協会に提出することにより健康保険に加入することができる。

2 健康保険に加入しようとする者は、別表5で定める健保加入金を協会に納付しなければならない。

- 3 協会に加入した者は、所属組合が定める期日までに健保料を毎月所属組合に納付しなければならない。

(労働保険の加入)

第9条 協会に加入した者は、労働者災害補償保険（以下「労働保険」という。）に加入することができる。

- 2 労働保険に加入しようとする者は、加入に必要な書類等を協会に提出しなければならない。
- 3 別表6に定める1年分の労災運営費を初回保険料と一緒に協会に納付しなければならない。
- 4 労働保険料は指定された期日までに協会に納付しなければならない。

(会員の義務)

第10条 会員は、協会の活動に対して協力するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は協会が解散したとき
- (4) 3か月以上会費等を滞納したとき
- (5) 所属組合を除名されたとき

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

- 2 前項により除名が議決されたときは、その者に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(付 則)

この規則は、平成28年11月7日より施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

所属組合

1	横須賀大工組合	7	横須賀石材工業組合
2	横須賀造園業組合	8	横須賀畳工業組合
3	三浦半島左官業組合連合会	9	横須賀建具組合
4	横須賀三浦板金工業組合	10	横須賀瓦屋根組合
5	横須賀電工組合	11	横須賀鳶組合
6	横須賀三浦表具経師内装組合		

別表 2 (第 3 条関係)

建設業及び建設業に関連する事業

	業種名		業種名
1	土木工事業	26	防水工事業
2	造園工事業	27	内装工事業
3	舗装工事業	28	はつり・解体工事業
4	建築工事業	29	一般電気工事業
5	木造建築工事業	30	電気配線工事業
6	大工工事業	31	電気通信工事業
7	型枠大工工事業	32	一般管工事業
8	とび工事業	33	冷暖房設備工事業
9	土工・コンクリート工事業	34	給排水・衛生設備工事業
10	鉄骨工事業	35	井戸ポンプ工事業
11	鉄筋工事業	36	その他の管工事業
12	石工工事業	37	築炉工事業
13	れんが工事業	38	熱絶縁工事業
14	タイル工事業	39	昇降設備工事業
15	コンクリートブロック工事業	40	機械器具設置工事業
16	左官工事業	41	表具業
17	屋根工事業	42	畳製造業
18	金属屋根工事業	43	その他
19	板金工事業		エクステリア、サイディング、
20	建築建物工事業		A L C工、P C工、消防設備工
21	塗装工事業		事業、雑役(建設現場残材処理、
22	ガラス工事業		清掃等)、設計監督、建築設計、
23	金属製建具工事業		コンクリートミキサー運転工
24	建具製造業及び木造建具工事業		を除く建設機械運転工、看板
25	床工事業		工、上記事業所における事務

注 その他を除く各業種に含まれる職種は、総務省「日本産業分類」による。

別表 3 (第 6 条関係)

入会金の額

入会金	5,000 円
-----	---------

別表 4 (第 7 条関係)

会費の額

会費	月額 2,000 円
----	------------

別表 5 (第 8 条関係)

健保加入金の額

事業主	4,000 円
従業員	3,000 円
家族	一人当たり 600 円

別表 6 (第 9 条関係)

労災運営費の額

事業主	年額 2,400 円
一人親方	年額 700 円

一般社団法人横須賀三浦建設協会
理事長 様

誓 約 書

私は、(一社)横須賀三浦建設協会加入にあたり、協会の目的に賛同するとともに下記項目を厳守することに推薦人とともに誓約いたします。

記

1. 加入手続き等の委託書類作成並びに今後の事務処理に関する作成書類に対して異議申し立てはいたしません。
2. 会費等の納入に関して貴協会に迷惑をかけません。
3. 貴協会の入会規則及び諸規則を厳守し、他の協会員と協力して協会の活動に参加します。
4. 貴協会の信用と品位を失墜させぬよう行動します。

平成 年 月 日

(加入者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(推薦人)

所属組合 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩